

京都市長 門川 大作 様

2022年11月11日

部落解放同盟京都府連合会

委員長 西島 藤彦

部落解放同盟京都市協議会

議長 木下 松二



部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃を求める京都市への要望書

はじめに

部落差別解消推進法が施行され、6年近くの年月が経過した。しかしインターネット上では部落を訪れ録画し公開する事象等があとを絶たず、中には、改良住宅の入居者名の一覧等まで映しこみ、プライバシーをさらす悪質なものもある。差別意識の解消にむけた京都市の具体的施策を明らかにすると同時に、下記の要求項目についても誠意ある回答をされたい。

1. 「部落差別解消推進法」に明記された3本の柱は、実態調査、相談体制の充実、教育啓発の推進であり、自治体の責務としてその地域の実情に応じた施策を講じるよう求めている。法の理念を具体化するためには条例制定が欠かせない。京都市における、条例制定に向けた方向性を示されたい。

2. インターネット上の差別事象は、一見して差別とはみなされない巧妙な表現により、アウティングを繰り返す等、悪質さを増している。差別を見抜く力と、すばやく対応する能力が、自治体職員には求められている。丹波篠山市ではネット上の差別動画の削除に向けて、市長名で「投稿記事削除仮処分申立て」を強い姿勢でおこなった結果、裁判所の命令によって削除されるに至った。この事例を参考として、京都市においても「削除仮処分申立て」をおこなうなど、ネット上の差別情報の根絶にむけて積極的に取り組まされたい。

3. 昨年8月に発覚した栃木県宇都宮市の行政書士による戸籍謄本や住民票の大量不正取得では、京都市で判明して32件のうち請求理由が「遺言」であったために通知されなかったケースが12件あったことが判明しているが、京都市として改善された点を明らかにされたい。また、事前登録数についてこの間伸び悩んでいる現状があるが、あらためて市民への周知等の効果的な対策を講じられたい。

4. 昨年3月に策定された団地再生計画について4地区（田中・錦林・東三条・西三条）6団地建替えの進捗状況について、先日の部会で説明があった。現在詳細設計がなされ来年度から着工の予定ということだが、住民の理解を得るための工夫と決意を述べるとともに、各地域の「いきいき市民活動センター」のあり方について述べられたい。また、今回対象となっていない久世、辰巳、改進黨区についての今後の見通しも示されたい。

5. 公営住宅では年金受給世帯を中心に、家賃の改定がなされているということだが、丁寧な説明をつくされたい。また9月の市営住宅募集では、建替え事業が完了した千本地区をはじめ一部地

区でも一般公募がおこなわれた。倍率等の結果から見えてくる課題等について明らかにされたい。また、今後の募集予定も含め、多様な収入階層や世帯構成が応募できるように工夫をはかられたい。

6. 教育現場における教職員の知識習得や人権感覚を上げていくための人材育成カリキュラムの再構築を図られたい。また京都市の「人権教育に関する教職員意識調査」の実施について、進捗状況を述べられたい。

7. 京都市内の小・中学校においてもこの2年間コロナ禍による休校や、自宅学習が繰り返されてきたが、児童・生徒への影響について述べられたい。また児童・生徒の不登校が毎年最多を更新しているとの調査報告があるが、京都市について統計資料を報告されたい。

8. 保育所の役割は、乳幼児の健全な育成はもとより、保護者の生活状況を把握し、家庭環境を見抜き援助することにもある。子どもへの虐待等をいち早くキャッチし、児童相談所や福祉施策へつなげていくための取り組みを明らかにされたい。

9. 昨年4月、改正社会福祉法により「重層的支援体制整備事業」がスタートした。1年半が経過したが、取り組みの成果と課題について明らかにされたい。またいわゆるヤングケアラー問題が市内でも惹起しており、学校、福祉事務所、児童相談所などの関係機関との連携が不可欠である。この問題に対応した取り組みを示されたい。

10. 「ヘイトスピーチ解消法」は、「不当な差別的言動は許されない」「地方の実情に応じた施策を講じる」などと明記されている。京都市は、2018年7月「公的施設のガイドライン」を施行したが、ガイドラインにのっとり対応件数と内容について明らかにされたい。今後、実効性を担保するため、京都市総体で取り組み体制を再点検し、民間施設にも協力を依頼するなど京都市の差別を許さない強い姿勢を示されたい。

11. 今年5月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（略称「女性支援法」）が成立した。売春防止法の「補導処分」や「保護更生」が廃止され、はじめて法律に「女性の人権」が明記されたがその実効性は各自治体の基本計画や施策にかかっている。2年後の施行にむけた京都市の考え方について述べられたい。

12. 「障害者差別解消法」の制定を受けて、「京都市障害者自立支援協議会・権利擁護部会」の相談内容を見ると好事例、不快の念、合理的配慮の不提供など権利侵害の現状が報告されている。昨年までに比べ見やすくなっているが、複合差別についての報告が見当たらない。見解を述べられたい。

また、「障害者雇用促進法」にもとづき、今年度の各任命権者別「障害者雇用率」を報告し、同時に未達成の任命権者があれば是正を図られたい。